

県立高等学校における物損事故に係る和解について

１ 事故の概要等

（１）発生年月日

令和元年１０月１３日（日） 午前２時頃

（２）発生場所

角田高等学校隣接地内（角田市角田字牛館１番地１００）

（３）事故の概要

令和元年台風第１９号による豪雨のため、角田高等学校敷地の南西側法面が崩落し、流出した土砂が隣接する相手方所有の倉庫等に損傷を与えたもの。

２ 和解内容等（専決処分内容）

（１）和解の相手方

イ 住 所
ロ 氏 名

※個人情報が含まれるため、表示していません

（２）和解の内容

イ 内 容 示談

ロ 示談年月日 令和４年１月１２日

ハ 損害賠償額 ５６７，４５５円

ニ 和解の内容 県は、相手方に損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

３ 知事専決処分年月日

令和４年１月６日

県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

1 知事の「緊急特別要請」を受けた対応

- 「第３９回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」（令和４年１月３０日）において、知事から「緊急特別要請（２月１日～２月２８日）」がなされた。

第３９回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料より

学校（教育機関）・保育所等における感染拡大防止のための要請内容

- １月に入って、学校や幼稚園・保育所等で、多数のクラスターが発生している。
- 学校の教育活動の継続により学びを保障するとともに、子育て世帯の就業環境を支えるため、学校や幼稚園の感染対策が急務。

▶それぞれの学校や幼稚園・保育所等において、あらためて感染対策を見直し、感染対策の強化を図っていただくようお願いします。

▶学校のクラスター事例においては、部活動の場面が拡大要因になっている例が見受けられることから、部活動については自粛をお願いします。

- これを受け、県立学校における感染対策の強化を決定。感染の更なる拡大の抑制に取り組む。

◆県立学校の対応（令和４年２月１日～令和４年２月２８日）◆

1 学校教育活動全般に関する対応

- （１） 改めて国の衛生管理マニュアルに基づく対策を確認の上、これまでの対策の蓄積や状況の変化も踏まえ、基本的な感染対策を再徹底し、感染予防と学びの保障の両立に取り組むこと。
- （２） 各地域や学校の感染状況に応じて、時差登校や分散登校（オンライン授業の活用を含む。）などの取組を検討すること。

（日々の健康観察の徹底、本人や同居者に体調不良がある場合の出席停止も継続。）

2 部活動に関する対応

- （１） 令和４年２月１日から令和４年２月２８日までの期間、原則自粛とする。
- （２） 高体連・高文連主催や、その他の公式の全国大会及びそれにつながる大会への参加と、それに向けての練習については、その開催のおおむね１ヶ月前から、必要性を十分に検討した上で、必要最小限の範囲で可とする。

- 市町村教育委員会に対しても、同様の取組を依頼。

2 患者急増に伴う「積極的疫学調査の重点化（保健所の体制の切替え）」への対応

- 「第39回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、県として積極的疫学調査の対象を重点化し、学校を含む施設管理者等に、施設調査や濃厚接触者の選定について協力依頼することや、濃厚接触者の検査は原則として行わないことなどが示された。

第39回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料より

保健所の体制について

2 患者急増に伴う積極的疫学調査の重点化

- 積極的疫学調査の対象を本人と同居家族等に重点化（ただし、有症状者には特に配慮）
- 施設（学校含む）の調査と濃厚接触者の選定について、施設管理者等に協力を依頼
- 濃厚接触者の検査については、原則として行わないが、リスクの高い場合には行うこととする。
- 施設調査や濃厚接触者の選定の方法について、保育所・学校関係者向けの解説動画を県HPに掲載
- ※施設管理者等からの相談（有症状者の検査・受診先の紹介など）には可能な限り保健所で対応
- ※特に、教育機関からの相談には、教育機関の体制が整うまで保健所がサポート

- 積極的疫学調査をはじめとする保健所の感染制御業務の円滑な実施による地域の感染拡大抑制に協力するため、県立学校において、保健所の補助として、学校内における濃厚接触者の特定等を行う。

（学校の対応支援のため、対応要領を作成して県立学校に配布済み）